

『月令抄』二本

—— 両足院本と清家文庫本と ——

田 上 稔

前稿において、建仁寺両足院蔵『月令抄』の翻刻・紹介をおこなった⁽¹⁾。当該資料は、文化・学問の保持に両足院が果たした役割、さらには両足院と博士家清原家等との繋がりに関する資料として利用できる可能性が高いので、翻字を付して紹介したものである⁽²⁾。

その前稿にて、京都大学附属図書館清家文庫にも、同題の写本が二種、架蔵されていることに触れた。『月禮抄』（請求記号「清家文庫貴1-64/ケ/1」。以下「清家文庫A本」と略称）と、『月令抄』（請求記号「1-64/ケ/2貴」。以下「清家文庫B本」と略称）との二本である。

本稿では、このうち清家文庫A本と両足院本との異同を閲して両本の間係を探り、そこから、両足院と博士家清原家との繋がり等に関する資料としての、両本の価値に迫ってみたい。

清家文庫A本も、両足院本に同じく二冊からなる。ただし、第一冊目と第二冊目との本文切れ目は、両者で異なる。二冊いずれも美濃判の和綴じで、二冊とも「月禮抄」の墨書があり、その表題下に「共二冊」、右やや上部に「子」と墨書がある。それぞれ、さらに遊紙一丁がある。「上」「下」の別が記されていないが、本稿では第一冊目を「上巻」、第二冊目を「下巻」と呼称していく。

両足院本に等しく、上巻墨付第1丁表は「啓蒙通釈」の題を掲げて、その引用が始まり、墨付第2丁表から、「礼記巻第五」「月令第六」の題を掲げて、本文が始まる。その「礼記巻第五」の下に「享祿四年壬五月環翠軒宗左抄之」とあるのも、両足院本に同じである。さらに、「月令」周公作説と呂不韋作説とを巡って述べた後は、「月令」本文の部分を見出しとして掲げて、漢字カタカナ交じり文の解説を付し、さらに「正曰」「正云」と『礼記正義』（以下『正義』）からの引用が続く、という形式を基本として展開していく。もちろん、礼記馬氏注や陳澧『礼記集説』等、『正義』以外の文献からの引用もある。漢字カタカナ交じり文が『正義』の書き下しである場合もあれば独自解釈である場合もあり、『正義』等からの引用漢文部分を欠いたり、逆に漢字カタカナ交じり文を欠いたりして、必ずしも統一がとれているとは限らない点まで、両足院本に等しい。形式上のみならず、記載されている文章自体も、大略、両足院本に等しい。ごく大まかに言えば、たとえば本稿で検証する若干の異なりをもちつつも、両本「月令抄」は、書写上の関係をもった、同一の資料であるといつてよい。

ただし、清家文庫A本下巻末尾には、両足院本には無い、次のような書き込みがある。

地震ノ詩 地震ノ吉凶ノト也十二月ノ分也東坡カ□ト云

春^{□ハ}火^ヲ民^ヲ衰^ス大^ニ旱^ス至^ル四^ノ五^ノ八^ノ竜^ノ尊^ス賤^ス死^ス六^ノ九^ノ一^ノ金^ノ穀^ノ米^ノ来^ル七^ノ十^ノ二^ノ帝^ノ兵^ノ病^ノ起^ル

火^ト神^ト動

昇^ト神^ト動

金^ト神^ト動

帝^ト黎^ト動

夢窓頌中峰聞此頃日本有肉身菩薩ト云テ三拜スルソ

寓捨鬻塵晝掩^レ関市中賣^買得^{タリ}沃州山娘^{ニヤウ}生口裡不^レ含^ヲ血掛^ニ在^ス乾坤宇宙間^ニ (清家文庫A本下巻第61丁裏)⁽³⁾

清家文庫A本の、一丁ごとの行数(概数十二)、一行の文字数は、両足院本と異なるが、体裁上の最も大きな共通点・類似点を挙げれば、両足院本では上巻墨付第40丁裏(以下「両上40ウ」のように記す)から見られるようになる。注記一字下げが、清家文庫A本でも、相当する本文箇所である上巻墨付第38丁表(以下「清上A38オ」のように記す)から見られるようになることであろう。

両本の一字下げ部分は、『正義』⁽⁵⁾「疏」部分からの漢文引用を主としているが、たとえば、

注四者―四者ハ甲虫也コウアル虫也秋其甲堅ク成ル也 (両下19オ)

属水者―数少ハ清リ清メル内ニモ羽ハ最モ清ルホトニ冬ノ水ニ属スル也 (両下50ウ)

など、『正義』の書き下しに近いものもあり、

注媒氏之官―人ノ媒スル者カ此時分兩方ノ可否ヲ酌テ云合スル也 (両上45ウ)

注天子ハ三夫人九嬪二十七世婦八十一女御アリ皆ツルレトモ中ノ九ノ嬪ヲ挙テ残ヲモツル、ト知ラシムル也 (両上46ウ)

など、『正義』にない独自解説が記載されているものもあり、一字下げ体裁形式とその内容とが、必ずしも一致しているわけではない。

とはいえ、一字下げ体裁を含むことは、両本「月令抄」での外形上の大きな特徴であり共通点であるので、両本の間で、どのように形態一致があるのかを見ることで、まずは、両本の間をうかがってみよう。なお、本稿では、両足院本も清家文庫A本も、清原宣賢の抄した原本そのものではなく、その(或いは何代か後の)写本であろうという前提で、以下、考察を進めていく。

両足院本で一字下げ体裁をとる箇所は、上巻二九カ所、下巻一一五カ所の合計一四四カ所である。清家文庫A本で、対応する箇所が一字下げ体裁をとっていないのは、単純に比較すれば、一二カ所。この一字下げ体裁が、両足院本と清家文庫本Aとの、「書写」に際しての意識のようなものを探る手立ての一つとなることを、まずは、期待したい。また、後日、清家文庫B本を取り上げる際にも、この一字下げが大きく問題となるので、ここで拘っておく。

両足院本で一字下げ体裁をとっている箇所のうち、
乃礼天子―天子所御トハ群妃皆夜ノ御番ヲサセラル、程ニイツレモ

天子ノ御ニアツカレリ此所御ト云ハ皇子ヲハラミタルヲ云コレハ高媒ヲノ祭り果テ祝官カ天子ノ御トノエシテ孕メル人ヲ礼スル也ナニト礼スルノソト云ニ高祿ノ神ノ前テ大祝カ酒ヲ酌テ所御ノ人ニノマシムル也飲ノハテ、後ニコノ人ニ弓韉ヲヲハシムルナリ弓韉トハ弓袋也コノ懐妊ノ皇ノ子男子ナルヤウニト男ヲ求ル心也（同上46ウ）

部分と対応している清家文庫A本が、

乃礼天子―天子所御トハ群妃皆夜ノ御番ヲサセラル、ホトニノイツレモ天子ノ御ニアツカレリ此ノ所御ト云ハ皇子ヲハラミタルノヲ云コレハ高媒ヲ祭り果テ祝官カ天子ノ御トノエシテ孕ノメル人ヲ礼スル也ナニト礼スルソト云ニ高祿ノ神ノ前テ大祝カノ石ヲ酌テ所御ノ人ニノマシムル也飲ハテ、後ニコノ人ニ弓韉ヲノハシムルナリ弓韉トハ弓袋也コノ懐妊ノ皇子男子ナルヤウノニト男ヲ求ル心也（清A上43オ）

のように、全く一字下げされていない。このような箇所が、計二二カ所見られる。
次のような箇所もある。

御幸トモ行啓トモ云

注媒氏之官―人ノ媒スル者カ此時分兩方ノ可否ヲ酌テ云合スル也

高辛氏―正云殷本紀云簡狄行浴見玄鳥墮其卵簡狄取吞之因孕

生契高辛氏ハ帝嚳也城簡ハ簡狄也城ハ簡狄カ國ノ名也 大戴礼云 (両上45才)

両足院本で右のように一字下げ三行目以降が不完全な体裁となっている部分が、清家文庫A本でも、

注媒氏之官―人ノ媒スル者カ此時分兩方ノ可否ヲ酌テ

云合スル也高辛氏―正云殷本紀云簡狄行浴取吞之

因孕生契高辛氏帝嚳也城簡ハ簡狄也城ハ簡狄カ國 (清A上42才)

のように、途中で一字下げ体裁をとらなくなつて不完全と思われる体裁となっている箇所も、計一〇カ所見られる。

両足院本では改行一字下げされていない

恐ハ人災也 注肅謂―正曰詩九月肅霜肅謂嚴肅

注以水訛―正曰案孟春國時有恐注云以火訛相驚智是水者以 (両上60才)

「注肅謂―」部分が、清家文庫A本では、

ナリ国有大恐ハ人ツス也

注肅謂―正曰詩九月肅霜肅謂嚴肅注

注以水訛―正曰案孟春國時有恐注云以火訛相驚智是ノ水者以 (清A上54ウ)

のように、一字下げ体裁をとっていることもある。このような、両足院本で一字下げとなつておらず清家文庫A本でそれがなされている三カ所ともが、「注」で改行していない結果、一字下げ体裁となっていないことにも注目してほしい。次の用例も、同様である。

他國へ土地ヲトラル、也雪霜不時ハ天災也小兵時起土地侵削ハ人

災也 注申宿―正曰案春秋説云參伐主斬刈示威行伐也 (両下58才)

次の清家文庫A本のように、「注申宿」以下は一字下げが妥当であろうと思われるが、

、ナリ雪霜不時ハ天災也小兵時起土地侵削ハ人災也

注申宿―正曰案春秋説云參伐主斬刈示威行伐也

壁星南エマワルトキ東辟ト云北ノ本位ニアル時ハ西ヨリニアリ (清A下43ウ)

両足院本では、改行一字下げされていない。

ただし、この用例では、

他國へ土地ヲトラル、也雪霜不時ハ天災也小兵時起土地侵削ハ人

災也 注申宿―正曰案春秋説云參伐主斬刈示威行伐也

●壁星南へマワルトキ東辟ト云北ノ本位ニアル時ハ西ヨリニアリ

仲冬之月日―正曰案律曆志云仲冬之初日在斗十二度 (両下58才)

その「注申宿」の次行冒頭が、「●」のように、一字塗り潰されている。「壁」字を書きかけて途中で中止し、塗り潰したものである。恐らく、一字下げが必要な箇所だと書写過程で気づき、そのような措置をとったのではなからうか。であるとする、この「修正」には、書写元に見られたであろう一字下げ体裁を忠実に写すことへの、両足院本書写者の注意・関心の向け方がうかがえるだろう。

以上、一字下げ体裁に注目した結果は、両足院本に一字下げとなっている箇所が清家文庫A本ではそうになっていない箇所二二に対して、その逆は僅か四カ所のみである、ということを確認した。さらに、一字下げ体裁への関心の高さを窺えるような用例の存在も、両足院本において指摘した。

もちろん、両足院本の一字下げにも、「型」に填めきれない不審箇所がある。

シルシタル經百二十アリソレヲコマカニワケテウラナウ頌千二百アリ其繇カ

キタル者ヲ占兆ト云占兆ハ易ノ事ニハアラス龜ハ繇也此占兆ニモ血ヌ

ル也 審卦吉凶トハ卦吉凶ト云ハ易ヲ云龜ノ事ニアラス易ニ六十四

卦アリ或ハ吉或ハ凶アリコトヲ明ニミル也 (両下53才)

引用部分二行目と三行目とは、一字下げ不要であると思われる。清家文庫A本でも一字下げをしていない。

このように、両足院本が完全というわけでは全くないにしても、「一字下げ体裁」という点から両本を比較すると、清家文庫A本よりも、両足院本の方が、あくまでも相対的にはあれ、形式面でより整った本文をもつのではないか、という仮説を立てることができる。ただし、その違いが、それぞれが書写元とした元本の体裁を反映したもののなか、それぞれの書写過程で決定づけられたものなのかは、しばらく措く。

そこで、次に、清家文庫A本に見られる、書写「過誤」の可能性が疑われる箇所⁸⁾を見ていきたい。まずは、「誤字」が疑われる箇所から。

正曰案書緯考靈耀云主春者鳥星昏中 (両上11ウ)

正曰案昼緯考靈耀云主春者鳥星昏中 (清A上10ウ)

注易及樂一樂ハ樂書也 (両下15ウ)

注易及樂一樂ハ樂昼也 (清A下6才)

書ニ對メハ耦トヨムヘシ (両下65ウ)

畫ニ對メハ耦トヨムヘシ (清A下50オ)

などは、「書」と「畫」(「昼」)の単純な混乱である。

以小罪相告者即決遣之不収繫也 (両下7オ)

以小罪相告者即決遣之不収繫也 (清A下60ウ)

なども、「遣」と「遺」の取り違えであろう。

其月ノ律ヲ其上ニライテ葭ノ灰ヲ管ノ口ヘ入テ (両上17ウ)

其日ノ律ヲ其上ニライテ葭ノ灰ヲ管ノ口ヘ入テ (清A上15ウ)

などは、「月」字を見誤って「日」と誤写したのである⁽⁹⁾か。

清家文庫A本には、このような、形の類似した文字の誤写と思われる箇所が非常に目立つ。また、李巡撰『爾雅注』を引いているとおぼしきところで「巡」の誤字も目立つのは、どうしたものだろうか。

商庚李処云一名楚雀 (清A上39オ)

李延云積土為之所以觀望 (清A下7ウ)

清家文庫A本の「誤写」が疑われる文字には、次のような「型」もある。

案律曆志云孳萌於子則子孳 (両上11ウ)

案律曆志云茲子萌於子則子茲子 (清A上10オ)

は、「孳」字を見誤って「茲子」と二字に割ったものか。

季春行冬令―寒氣時發ハ天災也 (両上59ウ)

季春行冬令―寒氣時發ハ天ツスナリ…「災乎」の傍注あり (清A上54ウ)

も、「災」字を誤って「ツス」と二字にしたのであろうか。同じく、

田獵置罟―置モ罟モアミ也コレハ獸ヲトルアミ也 (両上55ウ)

田獵置四不―置モ罟モアミ也コレハ獸ヲトルアミ也 (清A上50ウ)

も、清家文庫A本は元本の「罟」字を見誤って「四不」と二字にしたのであろう。

或者屏之外右六軍嚮南而陳司徒於陳前北面誓之也 (両下46オ)

或者屏之外右六軍嚮南而陳司徒於陳前北面誓之也 (清A下33ウ)

清家文庫A本が「嚮」字を「郷向」と誤って二字にしたのであろう。

角ヲトス陽ノ退ク象ニ從フト也 (両下62ウ)

角ヲトス陽ノ退ク象ニ從不也 (清A47ウ)

などは、逆に「フト」二字を誤って「不」と一字にしたものだろうか。

このように、粗忽とすら印象されるような「誤写」推定部分が、清家文庫A本には少なくない。清家文庫A本が書写元とした本に既に過誤が生まれていたのではない限り、清家文庫A本の書写の正確性について、少なからず疑わざるを得ないであろう。

このことは、さらに、次のような「脱字」の多さを見るにおいて、より強く印象づけられる。

不足可疑而列治汜閣皇侃之徒既不審知其理 (両上36オ)

不足可疑而列汜閣皇侃之徒既不審知其理 (清A上32ウ)

不足可疑而列治汜閣皇侃之徒既不審知其理 (『正義』)

このような、単純な一字や二字の「脱字」は、まったく枚挙に遑無いほどなので、これ以上の挙例を省くとして、も

はや「欠落」とも言えるような纏まった「脱字」を、以下に挙げておこう。傍線を付した部分が、両足院本に照らすならば清家文庫A本で欠落していると想定できる箇所である。前後の繋がり等から判断するに、両足院本が付け足したというのではなく、清家文庫A本書写の際に見落とされた、と仮定できるであろう。挙例引用は両足院本からとし、清家文庫A本において不足する部分に傍線を付す。

揚雄桓譚張衡蔡邕陸績王肅鄭玄之徒並所依用 三曰宣夜旧説云殷代之制其形體事義無所出以言之 (両上4才)

四曰金者八月四陰生是建酉之月故四曰金々比木其体堅剛故次金也 (両上21才)

路ニ乗ル是弁服各其事々ニカワル四時ニヨリテカハラサル也 又玉藻曰天子龍袞以祭トハ四時共ニ龍袞玄衣纁裳ナリ (両上28ウ)

和令トハ禁法ヲカハラカニスルヲ云行慶トハ善事ヲスルモノヲハ (両上31才)

西方金氣為陰剋東方木木為妃畢属西方尚妃之所好故好雨也今申氣乘寅兩相衝破申來逆寅々為風々之被逆 (両上40ウ)

郭景純云即鷲黄也釋鳥又云鷲黄楚雀其氏云鷲黄一名倉庚商庚李巡云 (両上43ウ)

注為將蠶―正云依衣祭五帝自服大裘今薦鞠衣與桑同色蓋薦於神坐 鞠衣―正云菊者草名花色黄故季秋之月云 (両上53ウ)

畢翳ハ兔ヲ打オホウテトルアミ也畢ハアミ小メ柄長シ天上ノ畢星ニ似タリ故畢ト云翳ハカクシト云物也 (両上55ウ)

又ハオホウハラトモイヘリ苦菜ハニカナ也蝸右獲切キヤクノ音也注蝸―正曰案周礼蝸氏鄭司農注云 (両下3ウ)

母發―大衆ヲ催メツカウヘカラス蚕農ノ事ニヒマイレハ其ヲ妨ケシタメ也 母伐―大木ナトヲ伐ヘカラス也 (両下6才)

琴者枳朶云大瑟謂之灑孫炎云音之布告如掃灑郭景純云琴長八尺一寸二十七絃管者枳朶云大管謂之籥音驕 (両下11才)

一陰カ始テ萌ホトニ君子齊戒メ陰氣ヲ敬スル也 處ハ居処也居処ヲモアラハニセストリハラウツナトセサル也掩身トハ戸ヲタテ、面ムキヘ出テス、ミナトセヌヲ云 (両下15才)

合制ト云ハ百縣モ合制ト知ヘシ百縣ニ為來歲受朔日ト云ハ諸侯モ亦為來歲受朔日ト知ヘシ互見メ云也諸侯トハ畿外ヲ云
下44ウ)

除正実之八万一千又呼六九五十四除正実之五千四百又呼八九七十二而除正実之七百二十又呼三九二十七而除正實之二十七
(両下69オ)

次の「脱字」は、どうであろうか。

廂曰廟無東西廂／有室曰寢是也豳風三之日納于凌陰三之日是建寅不 (清A上47ウ)

この清家文庫A本に相当する部分が、両足院本では、次のようになってゐる。やはり、清家文庫A本には無い部分に傍線を付す。

廂曰廟無東西廂有室曰寢是也／母作大事一軍兵ヲ起メ農事ヲ妨ヘカラス／是月也母竭川澤一川沢ノ魚ヲツクメ取ヘカラス陂池ノ魚ヲ尽メ取ヘカラス山林ヲヤイテ獸ヲツクメ取ヘカラス此ニハ生物ヲ害スル事ヲ禁／制スル也 天子乃鮮一鮮ハ獻ノ字ニ作ヘシト云豳七月詩ニ／四之日其祭獻羔祭韭ト云ホトニ此鮮ノ字ハ獻ノ字ナルヘシト也天子ノノ羔ヲ獻メ司寒ノ神ヲ祭ル也開水トハ氷室ニ藏メタル氷ヲ出メマツ／宗廟ニ薦ル也其後人ニ賦テ下サル、也

注獻羔一左傳ニ獻羔而啓之ト云啓時ニ祭ル 薦於宗廟一／宗廟ニ薦トハ仲春ヲ云乃後賦之トハ孟夏ヲ云故凌人云夏頒氷ト／

云ヘリ春秋傳曰一正云案昭四年春大雨雹季武子問於申豐／々々對以此辭北陸トハ虚ノ宿也十二月二日ノ虚ノ宿ニアル時氷ヲ／氷室ニ藏ル也西陸朝一西陸トハ昴ノ宿也四月二日ノ昴ノ宿ニ／アル時ニ畢ノ星カ東方ニ見ユル也此時氷ヲ出テ頒テ百官ニ下ノサル初テ出テ廟ニ薦ハ二月也百官ニ頒ハ四月也日本ニハ四月朔日ヨ／リメ九月卅日マテ毎日氷ヲ獻スル也年中行事ニ四月朔日ノ処ニ主水ノ司始貢氷事トノセタリ 深山窮一汜ハ閉也固陰ハ堅固ノ陰ノナリ汜寒ハ閉寒テ陽ニ通セサル処ナリ是ニヲイテ氷ヲ取ル也ノ其出之也一朝之祿位トハ丈夫已上ヲ云賓トハ賓客ヲ云食トハノ常ノ飲食也喪トハ死喪ヲ云祭トハ祭祀ヲ云コレ等ニ皆氷ヲ

用ル也／其蔵之―黒牡ハ黒キ牲ヲ云柜黍ハキヒ也コレニテ水神ヲ祭ル司／寒ハ水神也 桃弧―弧ハマル木ノ弓也弓ハアワセタル弓也桃ハ不祥ヲ／去クルモノ也鬼神ノヲツルモノ也故コレニテシタル弓ヲ桃弧ト云棘ハ／針アリテ悪ヲ禦ク故ニコレニテシタル矢ヲ棘矢ト云司寒ノ神トハ玄冥ノノ神也コレハ水神也 時食肉―獻羔而―獻羔ハ則黒牡也／火出而畢―尊卑ヲイワス悉ク賦リ與ル也火出トハ夏ノ三月也商ニ／於テハ四月也周ニ於テハ五月也周礼ニ夏頒氷ト云ハ建巳四月也夏ノ／三月ト云ト四月ト云ト不同ナルコトハ 正曰建辰火星在昴火星始出／至建巳火星漸高稔而言之亢得稱火出旱則三月之末晚則四月／之初不甚相遠又三月内有得四月節故拋夏而言之／案月令季冬蔵氷詩豳風三之日納于凌陰三之日是建寅不／ (兩上49才)

兩足院本の体裁で二九行ほどが、まとまって欠落している。ほぼ一丁分に相当するだろう。さらに、

ソレヲコマカニワケテウラナウ頌千二百アリ其繇カ

キタル者ヲ占兆ト云占兆ハ易ノ事ニハアラス龜ハ繇也此占兆ニモ血ヌ／ル也 審卦吉凶トハ卦吉凶ト云ハ易ヲ云龜ノ事ニアラス易ニ六十四

卦アリ或ハ吉或ハ凶アリコトヲ明ニミル也龜繇ハ血ヌル著ノ繇ノ易ニハ血／ヌラス筮ハ短メ龜兆ヨリ賤ホトニ血ヌラスメタ、シルスハカリ也卦ニ吉凶ト云兆ニモ吉凶アルヘシ龜ニ略メイハサル也

注筮著也―龜之繇文トハ正曰周礼大ト云其經皆有百二十其／頌千有二百是也 周礼龜人―上春ハ建寅ノ月今ノ正月也秦／以其

歲首トハ建亥ノ月今ノ十月也秦ハ以孟冬歲首トスル也與周／異トハ周ハ建寅ヲ用ソ秦ハ孟冬ヲ用ソ故ニ異ナリト云 此月令ノ／

注ト周礼ノ注ト同ク鄭玄カ注シタルカ周礼ト月令トノ注不同ナリ／周礼云上春鬯龜ト云注ニ月令ヲ引テ孟冬鬯祠龜策相互矣ト／

ス周礼ニ上春鬯龜ト云ホトニ秦モ亦上春ニ鬯龜ナリ又秦ニハ／孟冬鬯龜策ト云ホトニ周ニ亦孟冬ニ鬯龜策ナリ故ニ相互ト注ニ／

シカラハ一年ニ二度鬯スル也此ハナニトシタル替ソト云ニ鄭玄カ兩／説ヲモテ別々ニ注スルト知ヘキ也 審省録―筮短―正曰

左／傳僖四年晋献公ト驪姬不吉筮之吉公曰從筮ト人曰筮短龜／長不如從長杜元凱注曰筮以數告故短龜以象示故長是筮短／龜長之事

也但コレハ晋献公ニ驪姫ヲ本夫人ニサセシタメニ龜ノウ／ラカ不吉ナラハ其マ、ヲカレヨ著ノウラハヲトリ龜ノウラハマスホト
ニ／メトヲ用イコトハ無用ト云ハシタメニ筮ハ短メ龜ハ長ト云也眞實ニ著／カ龜トニ劣ルニハアラスト左傳ノ正義ニコトハル也
是察阿黨―獄吏ノ阿私メ徒黨ヲヒキメ罪人ヲカクスコトナリサ／ヤウノ事ヲ明ニメ下ノ罪ヲ掩ヒ蔽サ、ルヤウニスル也

(両下53才)

両足院本の体裁で二二行ほどが、まとまって欠落している。

ソレヲコマカニワケテウラナフ頌千二百アリ／其繇カキタルアリサヤウ事ヲ明テ下ノ罪ヲ掩ヒ蔽サ、ルヤウニスル也

(清A下39才)

やはり、両足院本の体裁で見積もって、ほぼ一丁程度であろうか。これらは、もはや単純な「脱字」の域を超える。

しかも、挙例後者(両下53才)の清家文庫A本欠落部分は、同本の本文で少し後の部分に、挿入の形で現れるとい
う乱れまでが見られる。清家文庫A本の体裁にて引用する。傍線部が、清家文庫A本では、その下巻第39丁表にある
はずの部分である。

功有―材木ヲハヨキヲ取テ作り出ス処ハヨワ／ク比モノヲ占兆ト云占兆ハ易ノ事ニハアラス龜ノ繇也コノ占兆ニモ血ヌ／ル也審卦
吉凶ト八卦吉凶ト云ハ易ヲ云龜ノ事ニアラス易ニ六／十四卦アリ或ハ吉或ハ凶アリコトヲ明ニミル也龜繇ハ血ヌル／著ノ繇ノ易ニ
ハ血ヌラス筮ハ短メ龜兆ヨリ賤ホトニ血ヌラスメタ、／シルスハカリ也卦ニ吉凶ト云兆ニモ吉凶アルヘシ龜ニ略メイハサル也／
注策著也―龜之繇文トハ正曰周礼大ト云其經皆有百二十其／頌千有二百是也 周礼龜人―上春ハ建寅ノ月今ノ正月／也秦以其歲首
トハ建亥ノ月今ノ十月也秦ハ孟冬ヲモテ歲首／トスル也與周異トハ周ハ建寅ヲ用フ秦ハ孟冬ヲ用フ故ニ異ナリ／ト云 此月令ノ注
ト周礼ノ注ト同ク鄭玄カ注シタルカ周礼ト月令ト／ノ注不同ナリ周礼云上春鬯龜ト云注ニ月令ヲ引テ孟冬鬯祠／龜策相互矣トス周
礼ニ上春ニ鬯龜ナリ又秦ニハ孟冬鬯龜策ト／云ホトニ周ニ亦孟冬ニ鬯龜策ナリ故ニ相互ニ注ニシカラハ一年ニ二度／鬯スル也此ハ

ナニトシタル替ソト云ニ鄭玄カ兩説ヲモテ別々ニ注スルトノ知ヘキ也 審省録―筮短―正曰左傳僖四年晋献公トノ驪姫不吉筮之
吉公曰從筮ト人曰筮短龜長不如從長杜之ノ凱注曰筮以數吉故短龜以象示故長是筮短龜長之事也ノ但コレハ晋献公ニ驪姫ヲ本夫人ニ
サセシタメニ龜ノウラカ不吉ナラハ其ノ一ニヲカンヨ著ノウラハヲトリ龜ノウラハマスホトニメトヲ用コトハ無用ノト云ハシタメ
ニ筮ハ短メ龜ハ長ト云也眞實ニ著カ龜トニ劣ルニハアラスノト左傳ノ正義ニコトハル也
是察阿黨―獄吏ノ阿私メ徒黨ヲヒイキメ罪人ヲカクスコトノ興ナレハ功ノ當ラサル也 (清A下41才)

これら、現行の清家文庫A本体裁一丁ほどにわたる欠落について想像をたくましくすることが許されるならば、清家文庫A本書写原本の綴じに乱れがあったか、或は、清家文庫A本書写過程において丁を飛ばし、または開き損ねて書写してしまったか、という可能性が考えられる。

さて、右(清A下41才)引用中には、途中欠落を含むという混乱までも見られる。傍線が二重線となっている部分「上春ニ豊龜」と「ナリ」との間には、次の点線になっている部分を補える。

龜策相互矣トス周礼ニ上春ニ豊龜ト云ホトニ秦モ亦上春ニ豊龜ナリ又秦ニハ孟冬豊龜筮トノ云ホトニ

清家文庫A本では存在しない文字を、両足院本にて補ったものである。この漢字混じりカタカナ表現部分は、

周禮云上春豊龜明秦亦以上春豊龜秦以孟冬豊龜筮

という『正義』本文をほぼ書き下したものとされる以上、本来存在しない表現を両足院本が付加したものではないと考えられる。

そのように考える根拠として、点線部分の前後に、注目しておきたい。

周礼ニ上春ニ豊龜ト云ホトニ秦モ亦上春ニ豊龜ナリ又秦ニハ孟冬豊龜筮トノ云ホトニ

「豊龜」が二回現れるうち、最初の「豊龜」の直後から欠落が始まり、二回目の「豊龜」直前まで、それが続く。ここ

でも想像をたくましくすれば、最初の「鬻龜」まで書写した後、それを次の「鬻龜」と見誤ったために、この点線部の写し忘れが生じてしまった可能性が考えられる。この想像は、以下のような欠落用例からも、いくばくかの根拠を得られはしまいか。引用は、やはり両足院本からとし、清家文庫A本では欠けていると考えられる部分に傍線を付す。

每三分之七十二氣々間五日有餘故一年有七十二候也 (両上26ウ)

其後十月ヲモテ歳首トス十月ヲ歳首トスルトキハ呂不韋ハ、ヤ死テ浮世ニイス (両上2ウ)

自然虚無之氣无象不可以形求不可以類取強名曰道謂之大易也 (両上3ウ)

律曆志云呂助也言助陽宣氣又云呂拒也 (両上18オ)

成数六火数二成数七木数三成数八金数四成数九土数五成数十云々 (両上21ウ)

異義云今文尚書政陽説肝木也心火也脾土也肺金也腎水也右尚書説脾木也肺火也 (両上23オ)

蟄蟲驚而走出謂之穀雨者言雨以生百穀謂之清明者謂物生清淨明潔 (両上26オ)

木ニテシタル戸ヲ闔ト云竹葦ニテシタル戸ヲ扇ト云此ニハ耕者ト云程ニ庶人ノ事ヲ云庶人ハ葦門蓬戸ノ体也故ニ竹ヤ葦ノアミ戸ヲスル也 (両上49オ)

正曰外子女謂王外姓甥之女者内子女者王之同姓子女 (両上58オ)

琴者枳朶云大瑟謂之灑孫炎云音之布告如掃灑郭景純云琴長八尺一寸二十七絃管者枳朶云大管謂之籥音驕 (両下11オ)

黍稷百穀ヲハ勸種トハ云ハサルカ麥ハカリヲ云ハツヨク重スル也 (両下38ウ)

鄭司農注五兵者是也戈殳戟酋矛後鄭又注云步卒之五兵則無夷矛而有厂矢如鄭所云則此注拋步卒五兵 (両下45オ)

これら、「欠落」における「型」の存在までもを見るとき、清家文庫A本の書写がどのような注意力の高さでもってなされたのかを推し量ることができないのではないだろうか。

以上は、清家文庫A本について、その書写作業の完成度が如何程のものであるかを見てきた。相対的に、両足院本よりも乱れが大きいという印象をもたざるを得ない。

では、翻って、両足院本を検証する必要がある。一字下げ体裁に見られる形式不完全については、先に指摘したので、ここでは「誤字・脱字」を見てみたい。引用元『正義』本文に照らして、また清家文庫A本の相当する本文部分に照らして、両足院本で書写間違いの疑われる箇所を挙げてみる。⁽¹⁰⁾

此説巨為好牛宿十一月皇紀之次天北端之極也 (両上1ウ)

清家文庫A本も、引用元である『曆林問答』本文も、「星」となっているため、「星」字が妥当であろう。

孟春ニハ日カ宮室ノ宿ニアル也 (両上9オ)

立春ニハ日カ宮室ノ宿ニアル也 (清A上8オ)

両足院本の引く『正義』本文部分も清家文庫A本も「立春」となっており、これが書写元本に既存であった可能性を措くならば、両足院本に書写の過誤があったと想定できるであろう。このような、両足院本の方で書写間違いとおぼしき箇所を探してみると、たとえば、

皞者案吳義古尚昼説元氣廣大謂之 (両上13ウ) …「書」が妥当か。

有子曰犁為祝融共子氏有子曰句龍為后土 (両上14ウ) …「工」が妥当か。⁽¹¹⁾

次のような、一字を二字に割った例もある。

正曰諷此言是亥次之號立春之時日在危十六度月半雨水之時日在宮室十四度宮室號諷此言但星次西流 (両上11オ) …「訾」が妥当か。

南天三生木於東地曰生金於西天五生土於中 (両上20ウ) …「星」が妥当か。⁽¹²⁾

「脱字」とおぼしき箇所は、たとえば、

北面―廟門ノ外ノ枢也 (両下30ウ)・「左(ノ外)」欠字か。

貢職所―本經ニ稅於民輕重之法ト云ハ諸侯ノ本國ニ積貯テヨク年貢ヲ云 (両下44ウ)・「貢職謂所」が妥当か。

去年季冬ヨリ今年ノ季冬マテ三百五十五日ヲ正ク終ルコトエス (両下66ウ)・「三百五十四日也三百六十五日」が妥当か。

同様に、

魚上氷々々々ト云ヨリ後五日ニ獺祭魚々々々ヨリ後ニ (両上24ウ)

魚上氷々々々ヨリ後五日メニ獺祭魚々々々ヨリ後ニ (清A上21ウ)

清家文庫A本「五日メニ」と一字付加されているとも見えるが、この部分の直前で、両足院本に、

東風解凍ト云ヨリ後五日メニ蟄虫初振蟄始振ト云ヨリ後五日メニ魚上氷々々々ト (両上24ウ)

とあるので、両足院本が書写時に見落とした可能性も否定できない。

祭先脾ト云マテトハ孟春ト同シチトノ贊モナシ (両上42ウ)

祭先脾ト云マテトハ上ノ孟春ト同シチトノ贊モナシ (清A上39オ)

についても、両足院本の書写忘れの可能性が考えられるか。

このように、両足院本にも、書写間違いの可能性が推定できる部分は、少なくはない。しかしながら、清家文庫A本に大量に存在する「欠字」は両足院本にはほとんど見られず、総じて、両足院本に見いだされる過誤(或いはその可能性のある箇所)は、清家文庫A本のそれと比べると、量的にやはり圧倒的に少ない。加えて、先に清家文庫A本で挙げたような、ほぼ一丁に亘るような欠落等も見られないことから、両足院本の本文は、相対的に、より整ったものであると言っていいたいだろう。

では、次に、両足院本と清家文庫A本とに共通して書写間違いを推測させる箇所を検証してみる。まずは、両足院本と清家文庫A本とが、同一箇所での同一の「誤字」をおかしてしまっていると想定できる箇所から。なお、用例は両足院本から引用し、誤字が想定できる文字に傍線を付す。

注駕母—正云余雅釈天文某氏云謂鶴也李巡云駕鶴一名年母 (両上53才)・「鳥」が妥当か。

大者為王鮪小者鮪鮪長鼻體無鱗甲 (両上54ウ)・「小者為鮪鮪似鱣」が妥当か。清Aは「小者鮪鮪似鱣」。

案中候何紀云舜為太尉此堯時置之三王不置也 (両下5ウ)・「河」が妥当か。

行春令—陳云寅中箕星好風能教雲雨故致旱 (両下33才)・「散」が妥当か。⁽¹³⁾

陳云將以陽衰陰盛為秋人以陽衰陰□為老耄衰老順時令也 (両下34ウ)・「時」が妥当か。

次の用例では、同一箇所、同一の文字が欠けている。

黒道二黄道北并黄道為九道也並與日同也 (両上12ウ)・「黄道而為」が妥当か。

天運升近北故升北端自夏至漸而降亦南北升降之中為春秋 (両上1ウ)・「故井升」が妥当か。

但十一等限齊同故云國服同其受桑則貴異也 (両下8才)・「貴賤異」一字欠落か。

もちろん、これらも、本稿で先に縷々紹介した用例と等しく、それぞれが不正確に文字を写し、或は欠落させてしまっている、それが、たまたま両本で一致しただけ、と見られなくもない。しかし、そういう「偶然」ではなく、両本の書写元となった元本が無関係なものではなかった、と考えられる可能性も否定できない。その可能性を支持するような用例を、次に、検証してみたい。

まず、両足院本と清家文庫A本との、どちらにも、項目や記述の切れ目でもないのに不必要な空白の見られる箇所

が存在する。それらの空白部は、『正義』や両本の一方を参照すると文字を補うことが可能となつてることがほとんどである。

もちろん、項目や引用の切れ目でもない空白部のすべてに、このような「意図」を読み取れる訳ではない。

各分テ六爻トメ十二月ニ象ル十二月消 息ノ卦ト云ハ (両上35才)

各分テ六爻トメ十二月ニ象ル 十二月消息ノ卦ト云ハ (清A上31ウ)

右の両足院本における一字空白も、清家文庫A本では無く、「消息」の二字の間に補うべき文字も考えられない。けれど、この部分は、紙漉き時にできたとおぼしき「ささくれ」があり、文字を記すには不適切な状態であったためと思われる。このように、すべての空白が意図されたものではない。

それでも、両足院本と清家文庫A本との、どちらかに空白のある箇所を検証していくと、先のように欠字が想定できる箇所には、やはり、空白にする「意図」がうかがえる。まず、両足院本用例を、挙げる。

帝具所祭之處 賀湯熊氏等並以為在明堂 (両上54才)

帝具所祭之処 榑賀湯熊氏等並以為在明堂 (清A上49才)

邪是於行故慎以罪之 戮也 (両下31ウ)

邪是於行故慎以罪之 擿戮也 (清A下87ウ)

案漢書五行志每云牝 及牝亡謂告其鎖 (両下55才) 、「飛」一字欠落か。

案漢書五行志每云牝飛及牝亡謂告其鎖 (清A下40才)

このように、両足院本では空白となっている部分が、清家文庫A本の該当部分では空白となつておらず、引用元『正義』に照らして妥当と思われる「榑」字、「擿」字、「飛」字が、それぞれ記されてある。両足院本での空白部は、あ

たかも、そこに欠字を明示する役割を託されているかのようである。

注寒蟬―正曰積蟲云蛻寒蛸郭景純云寒也似蟬而赤青赤 (両上30ウ)

注寒蟬―正曰積蟲云蛻寒蛸郭景純云寒也似蟬而赤青赤 (清A下20オ)

引用元『正義』に照らせば、「蟹」字がある部分が清家文庫A本では空白も無く欠字の痕跡すら見られないが、両足院本では空白となっている。

娥簡狄吞_レ子之後々王為_二媒官嘉祥_一祀之以配帝 (両上45ウ)

娥簡狄吞_レ子之後々王為_二媒官嘉祥_一祀之以配帝 (清A上42オ)

両足院本空白部には、「鳳」字が欠落していると推定されるが、清家文庫A本は、空白を設けなにかわりに、返り点を付して「辻褃」を合わせているのか。ただし、両足院本と清家文庫A本との、それぞれの訓点が、それぞれの書写時に付されたものなのか後補なのか、という課題が残っている。

では、清家文庫A本はどうだろうか。先にも指摘したように、清家文庫A本には、誤字・脱字の類が多いが、その清家文庫A本で、

正兼為南正司天犁為火正兼為北正故韋 注國語云火當為北 (清A上13オ)

と、殊更に空白となっている部分が、

正兼為南正司天犁為火正兼為北正故韋昭注國語云火當為北 (両上14ウ)

両足院本では「故韋昭注國語云」と『正義』本文にある文字で埋められている。このように、清家文庫A本でも、空白部分は、「本来」有るべき文字の存在を表していると考えられる。

物既成就体性堅剛雖可改 猶須火柔之 (清A19オ)

物既成就体性堅剛雖可改革猶須火柔之 (両上21ウ)

術周礼―術遂聲相近故疑術為遂学記云術有義同於此 (清A上33オ)

術周礼―術遂聲相近故疑術為遂学記云術有序義同於此 (両上36ウ)

などでも、清家文庫A本の空白は無意味だとは受け取れないだろう。本稿で先に見たように、清家文庫A本の書写作業が、決して緻密になされたとは考えられない証左が余りに多いなか、殊更に空白を設ける「手間」に、何の意図も込められていないとするには無理がある。空白部分には、「本来」は文字があるべきであるにもかかわらず、たとえば書写元本自体に欠落があるか或は判読不可能か、といった事情で文字で埋めることができない場合に発生している、という仮説を立ててみても構わないのではないか。

両足院本と清家文庫A本とで同一箇所・同一文字が欠落し、しかも当該箇所がともに空白となっている点までが共通している例を挙げる。

上升至北端之極謂右行 為南北升降為左右 (両上1ウ)∴「以」一字欠落か。

上升至北端之極謂右行 為南北升降ヲ為左右 (清A上1ウ)

命相布徳―正云此一 因上天子迎春反国命三公布教施惠之事 (両上31オ)∴「經」一字欠落か。

命相布徳―正云此一 因上天子迎春反国命三公布教施惠之事 (清A上27ウ)

澤皆為秦相後又為丞相 天子曰兆民トハ左傳閔元年晋卜偃之辭也 (両上31ウ)∴「也」一字欠落か。

澤皆為秦相後又為丞相 天子曰兆民トハ左傳閔元年晋卜偃之辭也 (清A上28ウ)

鄭注凡為人君當齋戒自 又云郊之祭也 (両上33オ)∴「新」一字欠落か。

鄭注凡為人君當齋戒自 又云郊之祭也 (清A上30オ)

若春夏則冠弁服故司服云凡 冠弁服義或然也 (両下48才) …「句」一字欠落か。

若春夏冠弁服故司服云凡 冠弁服義或然也 (清A下35才)

これらは、両足院本と清家文庫A本とで同一箇所・同一文字が欠落し、しかも当該箇所がともに空白となっている点までが共通している。空白部が完全に一致はしないながら、

春時惟祭大皞 云リ属者以蠶功既大非獨祭 (両上54才) …「大皞云之属」が妥当か。

春時惟祭大皞 云也属者以蠶功既大非独祭 (清A上49才)

瞻 肥タモ瘠 ヲモ瞻ヲモ元視也 (両下36才)

瞻 肥タモ ヲモ瞻ヲモ元視也 (清A下24ウ)

やはり、ともに文字を補入できる空白部が同一箇所に見られるのは、両足院本と清家文庫A本との近しい関係を示唆するように受け取れる。さらに、

熊掌ノハ常ニハマレナル者也晋霊公ノ 是月也天子 前月ハ (両下49才)

熊掌ハ常ニハマレナル者也晋霊公ノ 是月也天子 前月ハ (清A下36才)

でも、両本ともに「晋霊公ノ」後続部が空白となっており、両本で別個に発生した偶然の欠字とは考えにくいだろう。

さらに、両本とも、本文末尾部分(両78才、清A下61才)に「大簇□鍾之所生三分益一律長八寸」以下の記述があるが、そのうち、「應鍾」のみで、後続部分が空白・欠落になっている。

無射 夾鍾之所生三分去一律長四寸 應鍾

六千五百六十一分寸之六千五百二十四

両者の近しい関係を示唆するような用例をさらに探せば、たとえば、

一年中ニ或ハ升リ或ハ升ル聖人象ヲ作テ各分テ (両上35才)

一年中ニ或ハ升リ或ハ升ル聖人象ヲ作テ各分テ (清A上31ウ)

傍線を付した「升」字は、文脈からも『正義』「一年之中或升或降故聖人作象各分」からも、ともに「降」が妥当であろう。この「升」字には、両足院本「本ノマ、」、清家文庫A本「本ノ如シ」と傍記されている。

大裘而冕祀五帝亢如之既別云五帝 (両下20オ)

大裘而冕祀五帝亢如之既別云五帝 (清A下10ウ)

「亢」は、『正義』「大裘而冕祀五帝亦如之」から、ともに「亦」字が妥当であろう。やはり、両足院本「本ノマ、」、清家文庫A本「本ノ如シ」と傍記されている。これらの注記が、後の校閲者ではなく書写時・書写者によるものならば、両本ともが（或いはそれぞれが）「元」とした本で「升」字や「亢」字であることに疑義を呈したのではなかろうか。もちろん、これら傍記が既に書写元の本文に書き込まれていた可能性も考えられるが、そうだとすると、そこに既に、これら「誤字」が存在したこととなり、いずれにしても、両足院本と清家文庫A本との書写原本に、ともにこれらの「誤字」が見られたこととなる。これら「誤字」とその傍記とは、この両本の関係性を推定する材料となり得るだろう。

以上、両足院本と清家文庫A本との近しい関係を示唆するような用例を求めてきた。結果として、清家文庫A本の書写作業に完成度の相対的な低さが目立ちつつも、両本が書写元とした本が、遠くない関係のものだったのでは、と推定できた。

とはいえ、本稿でのこれまでの検証では、両足院本と清家文庫A本とがそれぞれ書写元とした本が同一である可能性は低い、と推定せざるを得ないだろう。たとえば空白部挙例を、あらためて振り返るなら、両足院本と清家文庫A

本とで、同一箇所・同一文字の欠落を想定できる空白用例もありながら、それが一方にのみ見られる用例もあった。あらためて一部を引用しておこう。

帝具所祭之處 賀湯熊氏等並以為在明堂 (両上 54才)

帝具所祭之処 榎賀瑒熊氏等並以為在明堂 (清 A 上 49才)

邪是於行故慎以罪之 戮也 (両下 31ウ)

邪是於行故慎以罪之 擿戮也 (清 A 下 87ウ)

文字欠落に伴う空白が、単なる気まぐれや過誤ではなく、殊更に作為をもって設けられたものであるならば、先にもし記したように、たとえば書写元本自体に文字欠落があるか或は判読不可能であるか、といった事情で文字で埋めることができないと書写者が判断した、という可能性が考えられる。両足院本と清家文庫 A 本とで食い違う、右の空白部用例は、それぞれの書写元とした本での、当該文字記載の在り方が異なっていたことを反映している、とする推定は、少なくとも積極的に否定できる根拠には乏しいのではなからうか。

以上は、けれども、仮定の上に仮定を重ねた推測でしかないので、更に慎重な検討を重ねる必要がある。次稿では、清家文庫 B 本を検証し、両足院本と清家文庫 A 本、清家文庫 B 本との三本の関係性を考察してみたい。

注

(1) 京都女子大学『女子大國文』第百六十四号及び第百六十五号。

(2) 前稿翻刻のうち、第29丁裏から第30丁表の計一丁が、筆者の過誤により脱落しておりました。次の通り、補います。

コトハイツイクカ立春ノ節也天ノ物ヲ生育シ盛徳木位ニ在ト云【29ウ】

天子齋スル也 正云周法五時近レ氣皆前レ期而齋散七日致

齋三日今秦法簡省故三日也蓋散齋二日致齋一日

注太史一正云案周礼太史属「春官」ハ主礼 掌「正歲」年一

以序「事」トハ大史職ノ文ナリ鄭云中数曰歲朔数曰年中数者謂「ト

十二月中氣一周捻三百六十五日四分日之上」謂「之一歲」朔数トハ者

朔十二月之朔一周謂「三百五十四日謂」之「為」年此是歲年相對

故有「朔数中数之別」若散而言之歲亦年也故尔雅积名云唐

虞曰載夏曰歲商曰祀周曰年是也

立春之日天子親「九卿」トハ三孤ト六卿トヲ合テ九卿ト云【30オ】

立春ト立秋ニハ天子親帥「三公九卿」諸侯大夫「ト云立夏ト立冬ニハ親帥

三公九卿大夫「ト云テ諸侯ヲ云ハス然トイヘトモ立夏ノ下ニ乃封「諸侯」

ト云文アル程ニ諸侯アリト知ヘシ夏ニ諸侯アルナラハ冬ニモ諸侯アリト

知ヘシ 還反賞「一正云還反行賞封諸侯慶賜遂行無不欣

説孟秋云還乃賞「軍師武人於朝」孟冬云還「乃賞死」事恤孤寡四時

所賞不「同者康云順」時氣「也春陽氣始著仁澤之時故順」其時「而賞」

朝臣及諸侯「也至夏陽氣左盛萬物增長故用」是時「慶賜轉廣是

以無不^二欣說^一也秋陰氣如著嚴凝之時故從其時而賞^二軍師及武

人^一也至冬陰氣左盛万物衰殺故用^二是時^一賞^二死者及其妻子也

注迎春—賈馬蔡邕ハ皆迎春ニハ大暉ト句芒トヲ祭ト云上ニ其帝

(3) このうち「寓捨」以下は、『夢窓国師語録』「偈頌」にある「寓居聚落」であるが、「地震ノ詩」とあるのは、未詳。

(4) 一字下げ体裁の始まる箇所について、前稿では「第四一丁表」と記したが、これも過誤であり、正しくは「第四〇丁裏」でした。

(5) 『礼記正義』本文は、孔穎達疏『禮記正義』中華書局刊（一九五七）の第三冊で、その校異を含めて参照した。「月令抄」の用いた『礼記正義』について、手がかりとなる可能性のある箇所を指摘しておく。「正曰詩云七月鳴鴈箋云伯勞鳴則將寒之候」（両下10才）部分につき、中華書局刊『禮記正義』「校勘記」に「閩監毛本同衛氏集說同惠棟校宋本百作伯與詩箋同」とある。

(6) 京都大学附属図書館清家文庫で清原宣賢自筆とされている『礼記抄』（請求番号「1-64/ラ/2貴」）は、月令本文を見出しとして掲げ、漢字カタカナ交じり文で解釈を記した後、「正曰」と『礼記正義』等からの漢文引用を載せる形を基本としており、文末が「ナリ」を主とするなど、本資料に非常に近い。さらに、たとえば、『易学啓蒙抄』『尚書聴塵』のように、清原宣賢自筆とされている資料があるが、その体裁が、やはり、見出し語を掲げた上で一字程度下げて解説を付している。この形式は、そもそも、宣賢に限らず、抄物に広く見られるものである。この体裁が、少なくとも宣賢自筆「月令抄」祖本にも用いられていたものであると仮定しても大きな間違いではないように思われる。

(7) 引用本文中、必要に応じて、改行を「/」記号で表す。また、原文にある訓点類は、必要のある場合のみ記す。

(8) もちろん、清家文庫A本書写元本自体に既に不正確さがあったとも考えられるが、その検証は、宣賢自筆祖本や清家文庫A本書写元本が明らかになっていない現段階では不可能なので、ここでは、清家文庫A本書写元本自体の誤りを想定しない前提で、検証を進めることとしたい。本稿が、清家文庫A本について書写過誤の可能性に触れる際には、常に、このことは前提となっている。

(9) その他、次のような例もある。

灰宜陽金門山竹為管云々吹灰動穀矣 (両上17ウ)

灰宜陽金門山竹為管云々吹炭動穀矣 (清A上16オ) ∴「灰」字を誤って「炭」としたものか。

冬氣極寒故食火穀以減寒々勝於熱 (両上28オ)

冬氣極寒故食大穀以減寒々勝於熱 (清A上25ウ) ∴「火」字を誤って「大」としたものか。

施令有失三才俱云々 (両上39ウ)

施令有夫三才俱云々 (清A上36オ) ∴「失」字を見誤って「夫」としたものか。

左傳僖十五年云君履后土 (両上44ウ)

在傳僖十五年云君履后土 (清A上41オ) ∴「左」字を「在」と誤ったか。

瓜瓠不成ハ地災也 (両下63オ)

仏瓠不成ハ地災也 (清A下47ウ) ∴「瓜」字を「仏」と誤ったものか。

牛畜之任重者属思 (両上28オ)

牛畜之任重者属思 (清A上25オ) ∴「任」を「住」としたか。

(10) 清家文庫A本の場合と同様、もちろん、両足院本の書写元本自体に正確でない部分があったとも考えられるが、宣賢自筆祖本や両足院本が書写元本とした本が不明であるため、その確認は不可能である。ここでは、両足院本書写元本自体の書写誤りを問わないという前提で、検証を進めることとする。本稿が、両足院本について書写過誤の可能性に触れる際に、常に、このことを前提としている。

(11) その他、次のような例もある。

三ニハ外相コレハ庫門ノ外梟門ノ内ニアリ (両上31オ) ∴「朝」が妥当か。

母覆巢―此一節論礼法春ハ施主ノ時ナレハ鳥ノ巢ヲヤフルヘカラス (両上38オ) ∴「生」が妥当か。

深一尺八寸中有榑柄連底桐之今左右擊止者其榑各 (両下11ウ) 、「推」が妥当か。

定其國家宮―正曰此皆周礼典礼ノ文也 (両下44ウ) 、「命」が妥当か。

(12) 同様の例として。

案律曆志云胃十四度昴十一度畢十六度此角二度參九度并三十三度 (両上52オ) 、「髻」が妥当か。

是月也易―闕ノ任見ヲトラス市ノ課役トラヌヲ易ト云 (両下40ウ) 、「賃」が妥当か。

(13) ここに「陳」とあるのは、陳澧注釈『礼記集説』と思われるが、九州大学附属図書館蔵本(「礼記集傳」)、早稲田大学蔵本で確認できる本文とは、字句の異なりがある。後考に期す。

参考文献

『禮記正義』(一九五七) 鄭玄注孔穎達疏 中華書局

『礼記集説』九州大学附属図書館支子文庫(函架番号123ーラー11) 国文学研修資料館電子資料館上で閲覧

http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/owners/syuusyuu_list/list_kyuudaikuchinashi.html

『夢窓国師語録』京都大学附属図書館(請求番号1ー25／ム／3貴)

大橋敦夫(一九八九)「抄物の語法―『抄物共通語』の存在について―」(上智大学国文学会編『国文学論集』二二三所収)

岡嶋偉久子(二〇一二)『林逸抄』(源氏物語古注集成第二三卷)

金田 弘(一九七九)「抄物」(林巨樹・池上秋彦編『国語史辞典』所収)

川瀬一馬(一九四九)「饅頭屋宗二に就いて」(『ビブリア』第一輯所収)

木田章義(二〇一八)「講演 饅頭屋と博士家―文化を守るもの―」(『ビブリア』第一四九号所収)

- 木田章義（二〇〇五）「両足院本『毛詩抄』とその背景」（『林宗二林宗和自筆毛詩抄』所収）
- 中村璋八（一九七八）「曆林問答集本文とその校訂」（『駒澤大學外国語部研究紀要』第七卷所収）
- 中村璋八（一九七九）「曆林問答集の鈔本と引用文献」（『渡辺三男博士古稀記念日中語文交渉史論叢』所収）
- 平沢 啓（一九八三・一九八四）「漢籍国字解の言語―その共通語的性格」（上智大学国文学会編『国文学論集』一六・一七所収）
- 森岡健二（一九九二）森岡健二編『近代語の成立』文体編
- 柳田征司（一九六八）「清原宣賢自筆『三略秘抄』の本文の性格に就て」（『国語学』第七五号）
- 山下宏明（一九六一）「語り物文芸」（『國文學解釋と鑑賞』昭和三六年一二月号所収）
- 湯浅茂雄（一九九二）「雅俗対訳資料における俗語の共通語的性格」（森岡健二編『近代語の成立―文体編―』所収）

（本学教授）